

## 岩手県立久慈工業高等学校学校評議員設置要綱

### (趣旨)

1 地域に開かれた特色ある学校づくりをより一層推進することを目的として、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則第22条の3に基づき、学校評議員を設置する。

### (職務)

2 学校評議員は、地域に開かれた特色ある学校づくりをより一層押し進めるため、校長の求めに応じて、久慈工業高等学校の運営について意見具申をし、同校教育の充実発展に寄与することを職務とする。

### (委嘱等)

3 学校評議員は、地域住民、保護者、地域関係機関の職員、教育に関する有識者その他校長が適当と認める者のうちから、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

4 学校評議員は、5名とする。

5 学校評議員任期は、委嘱の日から、その年度の末日までとする。ただし、再任は、2回を限度とする。

6 学校評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。

### (解嘱)

7 学校評議員が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、校長は、教育委員会に対し、当該学校評議員の委嘱を解くよう申し出ることができる。

(1) 辞退の申し出があった場合

(2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合

(3) その他特別の事情がある場合

### (学校評議員の会議)

8 学校評議員は、合議制の機関ではなく、基本的には一人ひとりがそれぞれの責任において、口頭又は文書で意見具申をするものであるが、校長は、学校評議員の意見を聴取するために、必要に応じて学校評議員の会議を開くことができる。

9 前項の会議は校長が主宰する。

### (秘密を守る義務)

10 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。学校評議員の職を退いた後も同様とする。

### (身分上の扱い等)

11 報償費については支給しないものとする。ただし、会議出席に要する旅費は「一般職の職員等の旅費に関する条例」に基づき支給する。

### (事務)

12 学校評議員に関する事務は、学校において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。